**消総購　第14号**

**多治見北消防署庁舎備品購入事業**

**特記仕様書**

**多治見市消防本部 消防総務課**

１　概要

　本事業は、多治見北消防署新庁舎に設置する備品の調達を目的とする。

２　事業番号及び事業名称

　事業番号及び事業名称は、次の各号に定めるところによる。

（1）事業番号　消総購　第14号

（2）事業名称　多治見北消防署新庁舎備品購入事業

３　納入期限及び納入場所

　納入期限及び納入場所は、次の各号に定めるところによる。

（1）納入期限　令和８年２月10日（火）

　　　　　　　但し、搬入は、令和８年１月20日以降で新北消防署建設工事完了検査が

終了し、多治見市が建物等の引渡しを受けた後からとする。

（2）納入場所　多治見北消防署（多治見市根本町７丁目77番地の１）

４　納入物件

納入物件の品目及び数量は、「別紙１　納入物件品目数量及び設置場所一覧表」に掲げるとおりとする。

５　設計書及び図面等に関する質疑並びに当該質疑に対する回答

　設計書及び図面等に関して質疑があるときは、書面により行うことができる。

（1）質疑受付期間

　　通知日から令和７年７月30日（水）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び多治見市役所の年末年始閉庁日（以下「休日」という。）を除く。

（2）質疑提出場所

多治見市消防本部消防総務課

TEL　0572-23-9231（直通）　FAX　0572-21-0022

（3）質疑提出方法

多治見北消防署新庁舎備品購入事業質疑書（様式第１号）を使用し、ＦＡＸにより提出すること。ＦＡＸ送信後、消防総務課に電話で受信の確認をすること。

（4）回答

　　令和７年８月５日（火）午後４時までに、ＦＡＸにより回答する。

６　納入物件の事前承認

納入物件は、原則、指定した物品を納入しなければならない。ただし、当該物件と同等以上の物件をもって納入物件としようとするときは、当該物件の仕様が比較できる資料を提出して、発注者の事前承認を申請すること。

(1) 事前承認申請の方法

　多治見北消防署新庁舎備品購入事業事前承認申請書（様式第２号）及び資料を消防総務課に持参

(2) 事前承認申請受付期間

　 通知日から令和７年７月30日（水）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。

　 ただし、休日を除く。

(3) 回答

　 令和７年８月５日（火）午後４時までに、ＦＡＸにより回答する。

７　搬入

　納入物件の搬入に関し、次に記載する事項に留意すること。

・搬入時において納入物件及び建築物に損傷を与えないよう留意すること。

・検収完了までの納入物件管理は、受注者の責任とする。

・搬入にあたり、消防総務課員監督のもと搬入すること。

・納入物件の設置場所等は発注者の指示に従うこと。

８　検収

　納入物件の検収は、次のとおり行う。

・検収は、発注者と受注者双方立会いのもとで行うものとする。

　・納入物件に不備ある場合は、直ちに補修又は取替えを行い、再検収を受けること。

９　留意事項

　受注者は、次の環境配慮行動に努めるものとする。

・業務周辺環境の清掃及び美化に努めること。

・排出された廃棄物は適正に処理すること。

・納入物件の搬入等の際は、車両のアイドリングストップ等に配慮すること。

・業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に　配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。

・その他発注者が指示する環境配慮事項に従うこと。

10　保証

通常の使用にて発生した不良（破損、歪み、傷等）に関しては無償でこれを修理し、又は交換すること。ただし、発注者の取扱いの不注意及び過酷な使用が原因で発生したと判断される不良等は保証の範囲外とする。

11　妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

12　過失における違約金の徴収について

・この契約に関し重大な過失等が発生しその原因が受注者の責によるものであると認められた場合は、発注者はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金の20分の１に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとする。

・受注者は発注者が指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

・違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

・上記定めは、本業務の履行後においても同様とする。

13　その他

　この仕様書に記載なき事項は、発注者及び受注者が双方協議して処理する。

以上